

平成26年労第193号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日A県B市所在のCに守衛として雇用され、Cシステム部に勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後3時58分頃、他の行員を送り出した後、監視業務に就くため守衛室内の丸椅子に座ったが、浅く座ったと感じたため臀部を奥へずらしたところ、丸椅子もろとも後方へ転倒し後頭部等を打撲したとしている。請求人は、同日、D病院に受診し「頭部打撲、右足関節打撲傷、臀部打撲傷、右肘打撲傷、右肩打撲傷、右下腿打撲傷、頸椎捻挫」と診断され、加療を続けた結果、同年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級の9に該当するものと認めたが、請求人には既存の障害等級第14級の障害が存していたことから、加重には該当しないと判断し、支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだも

のである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超え、加重に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、医証から、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のアに説示するとおり、右上肢の神経障害であると認められる。

(2) 請求人の右手の神経症状について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け電話照会顛末書において、要旨、「右第1指～第4指の感覚鈍麻を認め、手指の可動域制限は認めない。元々頰椎のOA(変形性関節症)があり、今回の外傷によって症状が出現したと思われる。」と述べ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け審査請求調査書において、要旨、「X線写真及びCT画像から、頰椎に加齢による軽度の骨棘形成が認められ、右手と右肘の神経症状はこれに起因する変形性頰椎症の症状が出ていると考えられるが、外傷が引き金になって症状が出たと考える。神経症状の程度は、骨折や大きな病変などが認められないので第14級相当と考える。」と述べている。

(3) 上記の両医師の所見に鑑みると、当審査会も、骨折などの大きな病変が認められないことから、請求人の右上肢の神経症状は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当すると判断する。

(4) したがって、請求人に残存する障害は、既存障害である障害等級準用第14級を超えないので、加重に該当するとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。